

広島県告示第517号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和元年8月8日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 三菱ケミカル株式会社 取締役社長 和賀 昌之
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県大竹市御幸町20番1号 三菱ケミカル株式会社 広島事業所

2 申請の内容

21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設5基を設置するとともに、21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設6基を廃止する。また、71の2-イ 科学技術研究の用に供する洗浄施設1基を設置する。さらに、排水口1基の排出水の汚染状態及び量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設 (M/C401, 403, 405) 同型3基
能	力	12t/基・日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後2ヶ月後
	使用開始予定年月日	完成後直ちに

使用 の方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間/日, 連続 (季節的変動なし)				
	排水の区分		溶剤回収工程処理排水		地先海域排出排水		
	項目		通常	最大	通常	最大	
	排出 される 状態 の 汚水	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		7.0~7.5	7.0~7.5	7.0~7.5	7.0~7.5
		(単位: mg/L)	化学的酸素要求量	320	520	1	2
			浮遊物質	1	2	1	2
			窒素含有量	200	250	2	5
			燐含有量	1	3	1	2
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		393	432	966	1,158	
	汚水等の排出先		溶剤回収工程にて回収		ボンネル第2排水口		

(その2) 新設

種	類	21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設 (M/C402, 406) 同型2基				
能	力	12t/基・日				
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに				
	工事完成予定年月日	着手後2ヶ月後				
	使用開始予定年月日	完成後直ちに				
使	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間/日, 連続 (季節的変動なし)			
	排水の区分		溶剤回収工程処理排水		地先海域排出排水	
	項目		通常	最大	通常	最大

用 の 方 法	排出される汚水等 の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	7.0~7.5	7.0~7.5	7.0~7.5	7.0~7.5
		化学的酸素要求量	320	520	1	2
		浮遊物質質量	1	2	1	2
		窒素含有量	200	250	2	5
		燐含有量	1	3	1	2
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		262	288	644	772
	汚水等の排出先		溶剤回収工程にて回収		ボンネル第2排水口	

(その3) 新設

種	類	71の2-イ 科学技術研究の用に供する洗浄施設 (広島研究所10棟2階流し台(10-2-5))			
能	力	-			
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	着手後7日後			
	使用開始予定年月日	完成後直ちに			
使	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時~17時 8時間/日 (季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	
用 の 方 法	排出される汚水等 の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	6.5~8.5	6.5~8.5	
		化学的酸素要求量	30	60	
		浮遊物質質量	1	20	
		窒素含有量	30	60	
		燐含有量	3	4	

排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	11.8	11.8
汚水等の排出先	凝集沈殿処理施設	

(その4) 21-イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設6基 廃止

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更

排水口名	項 目		変更前		変更後	
			通常	最大	通常	最大
ボンネル第 2排水口	化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	10以下	14	9以下	14
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		44,314	56,147	40,883	51,430

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年8月8日から令和元年8月29日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課